

研究

判例警見



田口二郎

◎土地收用損失補償金額の決定と通常裁判所

(昭和十四年(オ)第一一〇號、同十五年二月二十七日大審院判決)

「土地收用法第四十一條ニ依レバ、收用審査會ハ起業者、土地所有者及關係人ノ申立タル範圍ヲ超ユル補償金額ヲ裁決シ得ザルコト明白ナルモ、同條ハ單ニ審査會ノ裁決手續ニ關スル制限ニ過ギズシテ、若シ右審査會ノ補償金額ノ裁決ニ對シ同法第八十二條ニ依リ通常裁判所ニ不服ノ訴ガ繫屬スルニ至リタル場合ニ於テハ、當該裁判所ハ同法第四十

一條ノ制限ヲ受クルコトナク不服申立ノ範圍内ニ於テ自由裁量ニ依リ收用地ノ收用時期ニ於ケル公正ナル補償金額ヲ判定シ得ベキモノトス。」

土地收用法第四十一條は收用審査會の裁決に付て當事者陳述主義の原則を採用し、起業者、土地所有者及關係人の申立の範圍を超えて裁決することを得ない旨を定めてゐるが、之は收用審査會に於ける裁決手續上の制限に過ぎないものである。従つて其の裁決中補償金額の決定に對して不服の訴を通常裁判所に提起した場合には、當事者は收

用審査會に於て申立なかつたことを新に主張しても差支ないし、裁判所も亦之を收用審査會で申立なかつた事項であるとして排斥することを許されないで、當該裁判所に不服を申立たた範圍内に於て公正なる裁判を爲すべきである。と謂ふのが其の判旨であるが、之は大審院が從來の判例を其のまゝ維持してゐるに過ぎないのであつて別段新判例と觀るべき意味を含んでゐるものではない様である。

其の判旨は嘗て「土地收用法第四十一條ハ收用審査會ガ裁決ヲ與フルニ當リ遵守スベキ規定タルニ過ギズシテ、同法第八十二條ニ依ル訴ニ付其ノ不服申立ノ範圍ヲ制限シタル規定ニ非ズト解スベキモノトス。」(昭和三・六・四・判決)と判示し、更に又昭和五年五月二十八日の判決に於て、土地所有者及關係人は土地收用法第二十五條の意見書を提出しない場合に於ても補償金額の裁決に對し通常裁判所に出訴することを妨げない、との趣旨を示したのと全く同一精神に出たものであつて、固より正當と謂はなければならぬ。尤も此の問題に關して行政裁判所は、殘地補償に關す

る以外に於ては反對の見解を採り、收用審査會で申立なかつた事項に付ては出訴を許さずとする態度を持してゐる。尙之等の詳細に關しては本誌第二十卷第三號(昭和十三年三月號八三頁以下拙稿判例警見)に於て「土地收用法第二十五條の意見書の不提出と出訴」と題して所論したことがあるから茲に重複を避けたい。

本事案の判決理由中には右に掲げた點の外、收用地の補償金額算定標準に關して次の様に説示してゐる。

「裁判所ガ收用地附近ノ地價等ヲ參酌シテ收用地ノ受ケタル損失補償金額ヲ判定スルニ當リテハ、須ラク其ノ參酌資料ニ供シタル附近土地ノ形狀等殊ニ借地權等負擔ノ存否ヲ考慮セザルベカラズ。蓋同一形狀ノ土地ト雖前叙負擔ノ存否ニ因リ其ノ價額ニ差異アルハ論ラ俟タザルヲ以テナリ。」と、そして原審が收用地に隣接してゐる土地の買收價格を參酌して補償金額を判定した點に付て、其の隣接地に本件收用地の如き借地權等の負擔あれば格別、若し斯る負擔がないならば本件收用地より高價であることは當然であるか

ら、当該隣接地の買收價格に依據して收用地の價格を即斷し得ないものと謂はねばならぬ。従つて宜しく隣接地に收用地と同様借地權等の負擔があつたか、どうかを精査すべきであるに拘らず、此の點を閑却したのは重要な事項に付審理不盡若は理由不備の違法があるとしてゐる。

土地收用法は收用地の損失補償に付て「相當の價格」に依るべきことを定めてゐる（第四十八條）。「相當の價格」とは客觀的な交換價格である。されば收用地の客觀的な交換價格を評定せんが爲には近傍類地の賣買實例に於ける價格が有力な參考資料となることは謂ふまでもない。然しながら其の價格を參考とするに當つては收用地と近傍類地との位置、形状、利用方法等諸般の狀況を充分に比較し、兩者の條件が均衡を得てゐるか或は又如何なる程度の開きがあるかを篤と考究せねばならない。大審院は曩に「收用地ニ付キ收用ノ時期ニ於ケル補償金額ヲ判定センニハ、其ノ當時ニ於ケル收用地ノ位置形状等ニ基キ之ガ利用方法其ノ他諸般ノ狀況ニ依リ定マルベキ交換價格如何ヲ審査スベキ

モノ」であると謂つてゐる（大正八・八・二五・判決）が、其の位置、形状、利用方法其の他諸般の狀況に依り交換價格を發見せんとする手段の一として近傍類地を參考に供するに當つては、兩方の土地に付之等諸般の狀況の比較を行はねばならないことは見易い理である。此の比較を行ふ上に於て、借地權等の土地の負擔の存否が重大な要素を爲すものであるとするのが本件判旨の重點となつてゐるのである。如何にも尤もであると謂ふべきであらう。只借地權等の負擔がなければ、そのある場合よりも常に當然高價であると考へてゐる様に取れないでもないが、それは措辭の簡潔に因るものであつて、謂はんとするところは、他の一切の條件が同等である場合に於ては借地權等の負擔のない方が高價であるとするに外ならない様である。されば「同一形状ノ土地ト雖前叙負擔ノ存否ニ因リ其ノ價額ニ差異アルハ論ヲ俟タ」すとあるのは、形状のみならず位置も利用關係も一切の條件が同等と認められる土地に付て謂ふものと觀ねばなるまい。

◎土地收用事業の廢止變更に因る損失補償の範圍

(昭和十四年(ホ)第五號、同年十月三十日東京控訴院判決)

土地收用法第五十八條は、地方長官の土地細目公告又は通知の後起業者が事業を廢止變更したことに因つて土地所有者又は關係人の受けた損失は之を補償すべき旨を規定してゐるが、此の損失補償の範圍は通常受くべき損失に限らるべきであるか、或は又特別事情に基く損失をも補償すべきであらうか。此の點に關しては、明確な判例が見當らない様であるから、茲に掲げる東京控訴院の判決は、珍らしいものとして參考價値は大きい。

「特別ノ事情ヨリ生ジタル損失ニ付テモ土地收用法第五十八條ニ依リ之ガ補償ヲ求メ得ルヤ否ヤ、該法條ニハ單ニ起業者ガ事業ヲ廢止變更シタルニ因リ土地所有所ノ受ケタル損失ハ之ヲ補償スベシトノミアリテ、補償セラルベキ損失ノ範圍ニ付指示スルトコロナシ。然レドモ土地ガ土地收用法ニ依リ收用又ハ使用セラル、場合ノ補償ハ土地所有者ニ

於テ通常受クベキ損失ノ範圍内ニ止マリ、特別事情ニ因リ生ジタル損失ニ迄及バザルコトハ同法第四十七條乃至第五十四條ノ條文ヲ通覽シテ之ヲ窺知スルニ難カラザルトコロニシテ、是土地收用ナル制度ガ主トシテ公益ノ爲メニ設ケラレタルモノナル性質ニ鑑ミテモ首肯セラル、トコロナリ。反之今此處ニ問題トナル同法第五十八條ノ損失補償ハ土地ガ收用又ハ使用セラル、場合ノ損失ノ補償トハ其ノ趣ヲ異ニシ、起業者ガ收用ノ手續ヲ或程度迄進捗セシメ乍ラ其ノ後ニ至リ該事業ヲ廢止變更シタル爲メニ收用豫定地ノ所有者ガ受ケタル損失ニ對スル補償ニシテ、前記公益ノ爲メト謂フ色彩著シク薄ク、寧ロ民法ノ不法行爲ニ因ル損害賠償ト略々其性質ヲ同ジクスルモノニシテ、法文ノ文言ヨリ見ルモ同法第五十四條ノ如ク「通常受クベキ」ナル文字ナク、單ニ土地所有者ノ受ケタル損失トアリ結局右第五十八條ハ起業者ノ事業廢止變更ニ因リ土地所有者ノ受ケタル損失ハ通常生ズベキモノハ勿論、特別事情ヨリ生ジタルモノト雖モ起業者ニ於テ該事情ヲ豫見シ又ハ豫見シ得ベカリ

シ場合ニハ起業者ヲシテ之方補償ヲ爲サシムル法意ナリト
解スルヲ相當トス。」

地方長官の土地細目公告又は通知があれば、それに依つて收用地が具體的に豫定され、其の効果として土地所有者及關係人は地方長官の許可を受けなければ土地の形質に事業の支障となる様な變更を加へ又は收用の目的物として豫定されてゐる地上物件を損壞若は收去することを得ない制限を受けると共に、起業者の調査の爲の立入を受忍すべき義務を負擔するに至るのである（第十九條ノ二、第二十條）。

土地所有者及關係人は此の様に土地細目公告又は通知に依つて其の権利の行使に付公法上の制限に服してゐるのであるから、起業者が其の事業を廢止變更した爲に收用又は使用の必要がなくなつた場合に於ては、公法上の制限を受けたことに因つて生じた損失の補償を起業者に對して請求し得るものとするのが第五十八條の規定である。従つて其の法律上の性質は、公法上の制限に基く損失に對する補償であつて所謂公法上の損失補償に屬する。而かも此の場合

に於ける起業者の事業の廢止變更は何等法律上の義務違反を構成するものではないから、そこに少しも違法性を帯びないのである。蓋し土地細目の公告又は通知後に於ても、收用審査會の裁決前に於ては起業者は必ず收用すべき義務を負擔するものではないからである。してみると、判示が、違法性なき行爲に起因する公法上の損失補償を捉へて、違法性ある行爲に起因する私法上の損害賠償たる民法の不法行爲に因る損害賠償と略々其の性質を同じくすると謂つてゐるのは妥當でない。

ところで、土地收用法第六十二條を見ると、起業者が收用又は使用の時期迄に補償金の拂渡又は供託を爲さないときは收用審査會の裁決は其の效力を失ふが、土地所有者及關係人が損害賠償の請求を爲すことを妨げないと規定してゐる。此の損害賠償の法律上の性質は、違法性ある行爲に起因する私法上の損害賠償に外ならない。何故ならば、起業者は收用審査會の裁決の効果として、收用又は使用の時期迄に補償金を拂渡又は供託すべき公法上の義務を負擔し

(第六十條)、此の義務違反(違法性ある行爲)に基く土地所有者及關係人の損害を賠償するものだからである。公法上の義務違反であるけれども財産的義務違反に基く損害の顛補であるから違法行爲の責任としての私法上の損害賠償たる性質を有するのである。

此の様に第五十八條の損失補償は違法性なき行爲に因る公法上の損失補償であり、第六十二條の損害賠償は違法性ある行爲に因る私法上の損害賠償であつて、各々其の法律上の性質を異にする。此の性質の差異に従つて權利主張の手續に於ても差異があり前者は先づ地方長官の決定を求め之に不服の場合に通常裁判所に出訴し得るものであり、後者は最初より民事訴訟に依らなければならぬ。

斯の如く兩者には法律上の性質から來る差異はあるけれども、畢竟それは形式的差異に過ぎない。土地所有者及關係人が受ける損失の實體は何れも收用の中止に胚胎する。前者は收用裁決前に於て起業者が事業を廢止變更した爲の收用の中止に基き、後者は收用裁決後に於ける起業者の義

務違反の爲裁決の失効に依る收用の中止に基くのである。従つて收用の中止の爲に受ける損失を顛補すると謂ふ實體的關係に於ては兩者間に差異あるを見ないのである。されば損失顛補の範圍を定めるに當つても兩者共の取扱を異にすべき理由はないものと謂はねばならぬ。

而して第六十二條の損害賠償の範圍決定に關してはそれが違法行爲に因る私法上の損害賠償である結果として當然不法行爲に關する私法上の一般原則が適用されるものであることは疑ふ餘地がないから、裁決の失効即ち收用の中止との間に相當因果關係ある損害を賠償すべきものと解さねばならない。相當因果關係に従へば損害賠償の範圍決定が如何なる形を採つて現はれるかは民法の債務不履行及不法行爲に付て研究されて居り、今其の詳細を述べる餘裕を持たないし又其の必要もないと思ふが、通説に従ふならば、債務不履行に關する民法第四百十六條の規定は相當因果關係に従つた結果の現れであると解されてゐる。而して不法行爲に關しても相當因果關係に依るならば其の結果は

同條の規定と同様になると説かれてゐるのである。

民法第四百十六條に依れば、通常生すべき損害のみならず、特別事情に因つて生じた損害と雖も當事者が其の事情を豫見し又は豫見することを得べかりしときは之を賠償すべきものとしてゐる。従つて右に述べた通り相當因果關係説に従ふべき土地收用法第六十二條の損害賠償も亦此の範圍に決定されるものと觀ねばならないのである。そこで土地收用法第五十八條の損失補償に於ても上述の通り損失顛補の實體關係に於て第六十二條の場合と異るところなきものとするとすれば、同様に相當因果關係の範圍に於て損失を補償すべきものと謂ふべきであらう。

果して然りとするとすれば、起業者の事業の廢止變更に因り土地所有者又は關係人の受けたる損失は、通常生すべきもののみならず、特別事情に因つて生じたものと雖も起業者が其の事情を豫見し又は豫見し得べかりし場合には之を補償することを要するものとなるのである。

斯る考へ方からすれば、判旨は結果に於て正當であるが、

相當因果關係に依る理論を適用せんが爲に違法性なき公法上の損失補償を以て直に民法上の不法行爲に因る損害賠償と略々性質を同じくするものと斷定し、他に相當因果關係理論を適用すべき實體的理由あることを顧なかつた點に於て理論的缺陷を包藏するものゝ様に思はれるのである。

◎ 收用審査會の裁決書謄本交付の迅速と裁決の當否

(昭和十一年第二六九號、同十五)
年三月十九日行政裁判所判決

原告主張の要旨を摘録してみると、こうである。

抑々土地收用法に依れば、收用審査會が開かれたときは同會は同法第五章の規定に依つて審議し、其の結果第四十條に依り裁決書及其の謄本を作成し、更に第三十條に依つて地方長官に報告する。地方長官は第三十一條に従つて裁決書謄本を起業者、土地所有者及關係人に送達し、茲に始めて手續が完了するのである。従つて右手續の開始から終りに至る迄には相當の日時を要すべきは當然であつて、官廳事務取扱の經驗則に依るならば少くとも一兩日を必要

とすることは顯著なる事實である。然るに本件收用審査會は昭和十一年十二月七日午前九時に開會され、右審議に關する總ての手續が完了して裁決書の謄本が起業者に送達されたのは、それから二時間五十五分の後であつた。然しながら斯の如きは到底人力の能くするところでないことは吾人の經驗則に徴し明白であるから右は土地收用法の定むる審議手續を缺き本件裁決は單に外形的存在を止むる無効のものであり取消を免れなう。

之に對して行政裁判所は「本件裁決が原告所有地ノミノ收用及之ガ補償ニ關スルモノニシテ、其ノ當事者ハ土地所有者タル原告並關係人タル牟田眞夫外二名收用スベキ土地ハ其ノ筆數九、其ノ面積六百六十二坪餘、其ノ地目ハ雜種地及田、其ノ地上ニハ移轉ヲ要スル建物等存在セス、意見書ヲ提出シタル者ハ原告ノミナルコトハ當事者間ニ爭ナキ所ナルカ故ニ被告ガ起業者ノ申立及原告ノ意見書ニ基キ本件裁決ヲ爲スニハ必ズシモ多クノ時間ヲ要セザリシモノト認ムルヲ得ルノミナラズ、本件裁決書ノ謄本ハ裁決ノ當時

之ガ交付ヲ受クル爲ニ特ニ長崎縣廳ニ出頭セシ參加人(起業者)ノ代理人ニ交付セラレタルモノナルコトハ原告ノ手ナキ所ナルニ依リ、開會ノ時刻ヨリ謄本交付ニ至ル迄ノ時間ガ三時間に滿タザル短時間ナルノ故ノミヲ以テ本件裁決ガ審議手續ニ缺クル無効ノモノト爲ス原告主張ハ理由ナシ。」と判示してゐる。要するに審議内容がごく簡單であり、謄本の交付を受ける爲にわざわざ起業者の代理人が縣廳に出頭してゐたのであるから、極めて短時間に手續が完了しても、何も不思議はない、と謂ふのである。

手續が迅速に運ばれてゐるから適法に行はれたものでないといふ主張は如何にも亂暴であるし、官廳事務取扱の經驗則に依ればもつと時間のかゝるのが顯著な事實だと斷定されるのは迷惑至極であらう。判旨勿論正當と思ふ。

尙前記の争點以外の部分に關するものであるが本件判決中に次の様な判示がある。

「殘地補償ヲ除ク其餘ノ損失補償ニ付テハ、土地所有者並關係人ニ於テ土地收用法第二十五條ニ依ル意見書ヲ以テ之

ガ補償ノ申立ヲ爲サザル場合ニハ、收用審査會ニ於テ之ガ補償ニ付裁決ヲ爲サルモ該裁決ヲ違法ト云フヲ得ザルコトハ當裁判所ノ屢次判示スル所ノ如シ。」

之は本稿の劈頭で「土地收用損失補償金額の決定と通常裁判所」と題して述べたところと關聯させて見ると興味深いものがあるが、そこでも一寸謂つて置た通り、私は本誌第二十卷第三號（昭和十三年三月號八三頁以下拙稿判例瞥見）に於て此の問題を稍々詳細に取扱つてゐるので、記述の重複を避け、茲では從來から行政裁判所の斯る態度に反對せられて居る美濃部博士の評釋を引用させて頂いて參考に供したいと思ふ。

「意見書を提出しなかつたとか又は意見書中に陳述しなかつたとかいふことは、唯自己の利益に付いて最初に十分の主張を爲さなかつたといふに止まる。

併し初に之を主張しなかつたとしても、苟も同一事件に付いての審理が尙繼續して居り、其の審理の結果が未だ最終の確定を見るに至らない間は、當事者は何時でも之を主

張するの權利を有するものであることは、訴訟法上の普通の原則で、收用に關しても此の原則に従ふのが當然でなければならぬ。

行政裁判所の判決の理由として居る所は一に土地收用法第四十一條の規定に在る。同條には「收用審査會ノ裁決ハ起業者、土地所有者及關係人ノ申立テタル範圍ヲ超ユルコトヲ得ス」とある。此の規定に基づき行政裁判所は、收用審査會は起業者の申立と被收用者の申立との範圍内に於いて裁決を爲すべき拘束を受け、其の範圍を超えた裁決を爲し得ないものであるから、起業者からも被收用者からも申立てない事項に付いては裁決を爲さないのが當然であり、被收用者は之を違法として出訴することを得ないものとするのである。

併しながら、土地收用法第四十一條は唯當事者陳述主義の原則を定めて居るに止まり、其の陳述に確定不動の效力を與へて居るのではない。收用手續を民事の形成訴訟に比較すれば、收用審査會の裁決は第一審に相當し、行政裁判

所の判決は其の第二審に相當する。第一審たる收用審査會としては、當事者雙方の陳述に拘束せられ、其の陳述の範圍を超えた裁決を爲し得ないのであるが、それが爲に當事者が第二審に於いて其の陳述を變更することを得ない拘束を受くるものと解すべきではない。訴の目的が變更せられない限り當事者は其の申立を擴張することが出来るもので、而して被收用者の請求の目的たるものは、收用に基づく一切の損失の補償であるから、此の目的の範圍内に於いては、訴の繫屬中は其の申立を擴張することは自由であり、既に裁決が下された後に於いても、其の裁決に對し前に陳述しなかつた新たな理由を以て不服の訴を爲すことが出来るものと解すべきである。是は行政裁判所も他の訴訟に於いては常に承認して居る原則であつて、訴願に於いて申立てなかつた新たな理由をも行政訴訟に於いて申立つことが出来ることを認めて居る。收用の補償に付してのみ此の原則を否定すべき理由は無し。

勿論土地收用法第四十一條の結果として、收用審査會は

當事者の申立の範圍に拘束せらるゝのであるから、申立の無かつた事柄に付いて裁決を爲さないのは、法律の規定に依る當然の措置であり之を以て違法の裁決とは謂ひ得ないやうであり。行政裁判所の見解は一に此の點に其の根據を置いて居るのであるが、併し第四十一條の規定よりも一層重要な土地收用法上の基本規定ともいふべきものは、被收用者が收用より生ずる一切の損失に付き補償を受くる權利を有することの原則で、それは第四十七條乃至第五十四條に規定せられて居る。是が損失補償に付いての實體規定であり、第四十一條は唯手續規定たるに止まる。手續法上は適法の裁決であつても、實體法の規定に違反して居れば實體法上は違法の裁決たることを免れない。而して實體法上の違法が手續法上の違法よりも當事者の權利の保護の爲に一層救済を必要とするもので、此の意義に於いて違法に當事者の權利を毀損するものであれば、假令手續法上は適法な裁決であつても、之に對して不服の訴を起し得べきことは當然でなければならぬ。』(美濃部博士、評釋公法判例大

系下卷三六五頁以下)

◎驛と驛との中間地區に於ける電車時速と郊

外交通機關の使命

(昭和十五年四月二十四日
日靜岡地方裁判所判決)

時は昭和十四年一月五日午後一時過頃、場所は遠州電氣鐵道株式會社市場驛と上島驛との中間地點、上島踏切に於ける出來事。同會社の電車運轉手である被告人は三輛連結の電車を運轉南進し時速三十五籽位の速度を以て進行を續けてゐたところが、右上島踏切の手前約七十米の地點に於て電車の進行に氣付かず該踏切を東から西へ自轉車で横斷しやうとしてゐる者のあるのを發見し、直に急停車の處置を執つたけれども踏切手前で電車を停車せしめ得ず、遂に該踏切上に於て電車の正面を其の者に衝突せしめ、頭部顔面挫創腦振盪を惹起させてしまつた。被害者は此の爲遂に同月七日午前九時十分頃死亡した。

此の踏切附近の軌道は踏切より北方約七十米の地點を頂點として少しく屈曲して居り且其の地點附近の軌道東側に

沿ひ數本の梅の木が生立して居るので、電車が南進するに際しては此の地點附近に到つて初めて上島踏切を東から西へ横斷せんとする通行人を見透し得る狀況に在つた。

そして右踏切には番人も無く何等電車の通行を行人に豫知せしむる設備も無いし、踏切北方約七十米の前示地點を通過する際時速三十五籽位で南進すれば、踏切を横斷せんとする通行人を發見し直に制動しても電車は惰力で踏切前方に於ては到底停車しないものであること等を被告人は日頃熟知してゐた。されば被告人は右踏切の遙か北方の地點を通る頃から絶えず警笛を吹鳴して踏切に對する警戒注意を怠らなかつた。又急停車の措置を講じた當時電車制動機には何の故障もなかつた。

以上の事實を認定した靜岡地方裁判所は、本件傷害致死の結果發生に付被告人に責むるところがあるとするれば、それは被告人が前示踏切附近を通過せんとするに時速三十五籽位で進行したことの一點に歸すべきものである。従つて時速三十五籽位で右地點を進行したのが妥當であるか否か

に付て審究せねばならないとして、高速度電車ノ運轉ニ從事スル者ハ其ノ業務ノ性質上、速度ノ調節進路ノ安全等ニ付當ニ深甚ノ注意ヲ拂ヒ以テ人命等ニ及ボスベキ事故ノ發生ヲ未然ニ防止スベキ注意義務ヲ有シ、其ノ義務ハ電車ガ専用軌道ヲ有スルコト、高速度交通機關ナルコト又ハ其ノ發着時間ニ付定ヲ爲シ得ルコト等ニ依リ免除セラルベキモノニ非ラザルコト論ヲ俟ザルトコロナリト雖モ本件上島踏切ハ市場驛ト上島驛間ノ殆ド中間ノ地點ナルコトハ當審ニ於ケル檢證調書ノ記載ニ依リ明白ナルヲ以テ斯ル地點ハ正ニ電車ガ其ノ區間内ニ於ケル平均速度ヲ越ヘ疾走スベキ箇所タリ、而シテ被告人ノ當公庭ニ於ケル供述ニ依レバ市場上島間ノ平均時速ハ約三十三籽ト謂フニアレバ、斯ノ如キ地點ヲ三十五籽位ノ速度ニテ進行スルハ諸般ノ事情ヨリ考覈スルモ差シタル高速度トハ認め難ク却テ適正妥當ナル速度ナリト謂フベシ、即現時益々高速度ナルコトノ要求セラルル郊外電車ニ於テ本件ノ如キ遮斷機其ノ他行人ニ電車ノ通過スルコトヲ豫知セシムル設備ナキ踏切ノ近距離間ニ斷

續スル箇所タリトテモ、驛ト驛ノ中間地區タルニ於テハ時速三十五籽以下ニテ進行スルガ如キコトハ到底現社界ノ要求ニ副フコト能ハズ、斯ル中間地點ヲ三十五籽以下ノ低速度ヲ以テ進行スベシトセバ結局郊外交通機關タルノ使命ヲ疏害墜セシムルニ至ルベシ。果シテ然ラバ本件事故ハ被告人ノ業務上ノ注意義務懈怠ニ因ルモノタルコトヲ認ムベキ證明十分ナラズト謂フベシ。」と説示して、第一審濱松區裁判所デ有罪ノ判決を受けた被告人に對して無罪ノ判決を言渡した。

從來此の種事件の發生に當つては、運轉手に業務上の注意義務として極めて高度のものが要求せられてゐる結果として、當該交通機關の性能使命等に付充分の考慮が拂はれずに運轉手の過失が認定されがちであつたが、本件は郊外電車の交通機關としての使命を強調した點に於て注目すべきものであると思ふ。驛と驛との中間地區に於ては高速度交通機關の使命に鑑みて時速三十五籽以下で進行することを要求すべきではない、果して然りとすれば時速三十五籽

で走つた點に過失がないと共に、それ以外に於ても被告人に何等過失と認むべきものはない、と謂ふのである。

此の様に何等保安設備のない踏切が近距離間に斷續する區間に於ても、交通機關の使命に鑑み時速三十五杆位で進行しなければならぬと謂ふ觀念が定立されるとするならば、本件判旨を離れて、斯る電車事業の經營者に對して、あらゆる踏切に於ける遮斷機其の他の保安設備の設置が要求されねばならない。一方に於て時速三十五杆以上の速度を保つことが現代交通界の要求であるとするならば、他方に於て交通企業經營者の社會的、道義的責任として完全なる踏切保安設備の設置が要求されるのは當然である。本件被告人の刑事責任に付ては或は之で解決されたのかも知れない。けれども踏切保安設備に付て顧みない交通企業經營者の社會的、道義的責任は果して何時解決されるのであらうか。

政界有數の讀書家として知られる大政翼賛會常任總務永井柳太郎氏、(六十二歳)が「久坂玄瑞が蛤御門の變で討死したのが彼の廿四歳の時だつた。久坂を男と見込んで妹を嫁にやつた吉田松陰が安政の大獄で死んだのが彼の廿九歳の時であつた明治維新が廿歳臺の青年の手で行はれたといふのは文字通りの事實だ。しかるに昭和維新たる新體制に携はつてゐる人々は殆ど五十歳以上だ、これではいかんと思ふ」と嘆息せられて居るとか時の政權者に反し救國の志を懷いた久坂や吉田の志士の如き青年が大政翼賛會主腦者に、いまだ認められざるにや矢張野に遺賢おらしむるのか。